

川崎市告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年8月27日

川崎市長 福田紀彦

令和8年度 医科（診療所）の部 変更

指定番号	変 更 年 月 日	名 開 設 の 場 所 称 所	変更事項（前）
川－２０４５３	令和8年6月19日	大師おさふね耳鼻咽喉科 川崎区川中島１－１２－１１ サンウィスタリア１Ｆ	おさふね耳鼻咽喉科

令和8年度 医科（訪問看護）の部 変更

指定番号	変 更 年 月 日	名 開 設 の 場 所 称 所	変更事項（前）
川－９０９３	令和8年6月1日	医療法人啓和会 小田訪問看護ステーション 川崎区小田５－３－１ サンライズ小田１０２	川崎区小田５－３－１ サンライズ小田１０１
川－９２９５	令和8年6月1日	訪問看護ステーション ユースフル川崎 幸区小倉３丁目３０番地５ ツエーダハウス１０２号室	幸区小倉三丁目２０番２１号